

労働基準監督署法令順守会議に関する情報

法令順守会議とは何ですか？

法令順守会議とは労働基準調査の結果について話し合う非公式の会議です。労働法から逸脱した行為を是正しようとするものです。目的は雇用主と従業員の紛争を仲裁することです。

法令順守会議はいつ予定されますか？

法令順守会議は調査の前または調査中に予定されることがあります。大抵は、労働基準監督署が調査結果について通知を出した後で、雇用主の求めに応じて予定されます。雇用主が要請しなくても、労働基準監督署が法令順守会議を予定する場合があります。

法令順守会議では何が行われますか？

最初に、労働基準監督署が調査結果を提示します。次に、雇用主が以前に提出されなかった情報または証拠を提示します。会議で新しい記録を出すと、雇用主が調査中にそれらを提示しなかった理由についての質問が提起される場合があります。最後に、法令順守会議担当者が、事件を解決する試みとして両当事者に対する提案を出します。その提案は会議参加者を拘束するものではありません。会議は非公式のものであるため、法令順守会議担当者が会議の記録をとることはありません。

法令順守会議には誰が出席しますか？

雇用主と苦情を申し立てた人物(請求者と呼ばれます)が出席します。現在または以前の従業員であって、労働基準監督署が賃金を支払うべきであると考える人に出席を求めることがあります。請求者または雇用主の代理人も同様に出席することがあります。会議は苦情および/または雇用に関する情報を提供する機会です。出席することが重要です。雇用主および請求者は通訳サービスを利用することができます。

雇用主または請求者は、弁護士を雇ったり、宣誓する必要がありますか？

現状では弁護士を雇う必要はありませんが、雇用主には弁護士がついていることが多いです。請求者も同様に代理人がいることもあります。そうした代理人は会議には出席しません。出席者は宣誓する必要はありませんが、すべての人が真実を話す義務があります。

法令順守会議の後は何が行われますか？

会議の結果、賃金や損害および/または罰金を支払うという合意に達した場合、労働局は請求者に支払いを割り振ります。合意に達しない場合、労働基準監督署は雇用主に順守命令を出します。雇用主は **Industrial Board of Appeals**(不服産業審議会)が担当する公式の聴聞を要請することで、その命令の不服申し立てができます。

請求者が出席できなかつたり、雇用主が法令順守会議を再度予定する必要がある場合はどうなりますか？

出席できない請求者はすぐに労働基準監督署(888) 469-7365 に連絡をとって調査官と相談する必要があります。請求者が出席しなかった場合、当局が不払い賃金を払わせるのはさらに難しくなることがあります。そうした状況下で、雇用主は会議を再度予定することを許可されることがあります。

請求者または雇用主は法令順守会議に持参すべきものがありますか？

請求者は請求内容を裏付けるための情報や資料を持参する必要があります。会議の日付と時間を示した通知も持参する必要があります。雇用主はその立場を支持するための文書による証拠を持参する必要があります。雇用主は労働法を順守していたことを示す情報も持参する必要があります。